

予防接種後健康被害救済制度・マザーリーフ事業について

○予防接種後健康被害救済制度

子宮頸がん予防ワクチンは、本年4月より定期接種化されましたが、ワクチン接種を受けた方の中から痛みやしびれなど、ワクチン接種との因果関係が否定できない事例が発生しています。

そのため、6月以降子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的な勧奨は差し控える措置をとっています。

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。予防接種を安心して受けられるよう、定期的予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度があります。

予防接種の副反応には、ワクチンを接種した後起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹（はれ）などの比較的良好にみられる軽い副反応や、極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もあります。しかし、その副反応はワクチンが原因ではなく、偶然ワクチン接種と同時期に発症した感染症が原因であることもあります。

このため予防接種後健康被害救済制度ではワクチン接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンによる健康被害と認められた場合に給付をします。

健康被害救済給付の申請を行う場合は、健康被害を受けたご本人や保護者の方が、役場窓口へご相談ください。

- 定期接種の種類は以下のとおりです。
- 二種混合ワクチン・三種混合ワクチン・四種混合ワクチン・麻しん、風疹混合ワクチン・BCGワクチン・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン・季節性インフルエンザ（B類疾病）

○マザーリーフ事業（不妊治療費助成事業）

新冠町では不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的に、不妊治療費の一部助成事業を7月より実施しています。

＜助成内容＞

★治療費が高額で保険適用にならない「体外受精」と「顕微授精」にかかる費用の一部を助成します。

★北海道で実施している「特定不妊治療費用助成事業」に上乗せし、助成します。1回あたり15万円まで、通算150万円を限度に助成します。

★人工授精の場合は、1年度当たり5万円を限度に、通算2年まで助成します。

なお、今年度治療分の申請は平成26年3月31日までとなっておりますので、まだ申請していない方は、忘れずに申請してください。

- 問い合わせ先
保健福祉課保健福祉グループ健康推進係
☎ 0146・47・2113

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その2

平成26年度認定こども園ド・レ・ミ 入園児募集のお知らせ

認定こども園ド・レ・ミでは平成26年度入園児を下記の日程で募集します。入園申込書は12月24日から認定こども園ド・レ・ミにて配布しています。

○募集期間 12月24日（火）～1月17日（金）

○募集定員 長時間型保育（保育所）
0歳～5歳児 135名（継続者含む）
短時間型保育（幼稚園）
3歳～5歳児 30名（継続者含む）

○入園資格 長時間型保育
新冠町に在住している「長時間型保育（保育所）入園資格に該当する児童
短時間型保育
新冠町に在住する児童で、平成26年4月1日で満3歳から5歳までの児童

※詳しくは、12月13日配布の町政事務文書「平成26年度入園児募集」をご覧ください。認定こども園へ問い合わせください。

●問い合わせ先
新冠町立認定こども園ド・レ・ミ ☎ 0146・47・2489



水槽付消防ポンプ自動車の更新について

日高中部消防組合新冠支署の水槽付消防ポンプ自動車が12月17日に納車され、18日に役場駐車場で小竹町長にお披露目されました。

今回導入した消防ポンプ自動車は、火災現場において最前線で消火活動を行う車両であり、3000リットルの水を積載することができるほか、消化薬剤の混合装置や、LED式の大型照明装置を備えており、さまざまな火災現場での活動に役立てられます。

もし、皆さんの身の回りで火災を発見した場合、まずは一番最初に自分自身の安全を確保し、落ちて「119番」に通報してください。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

●問い合わせ先：
日高中部消防組合新冠支署 ☎ 0146・47・2666



交通事故防止に係るお願い

12月になり、新冠町内で交通死亡事故が発生しております。

朝晩の冷え込みで、路面は凍結しブラックアイスバーンになっているかも知れません。また、橋の付近も凍結していることが多くあります。路面状況の変化に注意して運転するようにしましょう。

また、冬季間は、フロントガラスなどに雪が積もったまま走行している車両も見受けられますが、大変危険ですので、走行前に、しっかりと雪や霜を取り除き安全運転をお願いします。

常にシートベルトの全席着用と速度の出し過ぎに注意しましょう。

●問い合わせ先：
町民生活課町民生活グループ社会係
☎ 0146・47・2112

まちかどミーティング開催中

町長と語ろうまちかどミーティングは、町長と町民の皆さんが膝を交え、ざっくばらんに話をする地域懇談会で、現在、自治会を中心に開催しております。

同ミーティングは、自治会だけではなく、体育団体や文化団体、産業団体など一定の条件を満たしている団体も対象となります。話をする内容については、町ではテーマ設定などは行わず、事前に団体と協議し、取り上げて欲しい課題や問題などの提案があれば、そのテーマに沿って意見交換を行います。

開催を希望される自治会、団体がありましたら、役場窓口にお問い合わせください。また、町長の日程町政が必要となることから、1カ月前までに申請書を提出してください。

●問い合わせ先
総務企画課まちづくりグループ広報統計係
☎ 0146・47・2498